

農業委員会報 第76号

編集 農業委員会報編集委員会

発行 武蔵村山市農業委員会

武蔵村山市本町一丁目1-1

電話 (042) 565-1111

内線 226

農業委員会報

平成28年8月1日発行

第五十七回東京都農業委員・ 農業者大会開催

平成28年2月26日、昭島市民会館において第57回東京都農業委員・農業者大会が開催されました。

大会には農業関係者約9000人が参加し、農業委員会活動方針、活動スローガンをはじめ、東京農業の確立に関する要望等が決議されました。また、同時に受賞式典が行われ、本市では下記のお方が栄えある受賞をされました。

おめでとうございます。
これからも益々のご活躍をご期待いたします。



栄えある受賞者

○企業の農業経営顕彰

東京都農業会議会長賞
東京都産業労働局長賞

学校給食を通じて地産地消と食育への取り組みを実施



農友会新鮮組

○農業後継者顕彰

東京都農業会議会長賞
稀少価値の高い小盆栽を通信販売で消費者に提供



下田 蔵人 氏

○農業功労者表彰

地域農業の発展に貢献



石川 清治 氏

北多摩地区連合会 優秀農業経営者表彰

平成28年2月18日、東村山市市民センターで、北多摩地区農業委員会連合会による優秀農業経営者表彰が行われ、本市から乙幡司氏が野菜部門で受賞されました。

おめでとうございます。
これからも益々のご活躍をご期待いたします。

また、当日は「都市農業・農地の現状と今後」をテーマに、東京都農業会議事務局長北沢俊春氏による記念講演が行われました。



乙幡 司 氏

農業委員会法が 改正されました。

選挙制度は廃止

当市は平成29年7月から

平成28年4月より「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員会の構成が大きく変わり、農業委員の選出方法が従来の農業委員選挙による公選選出及び農業団体等の推薦による任命が廃止さ

認定農業者制度のご案内

認定申請の受付は

9月30日(金)まで

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき「今後とも農業で頑張っている」とする意欲ある農業者の皆さん」を認定農業者として区市町村長が認定し、支援を行っていく制度です。

認定を受けるには、今後5年間に取組む経営改善の内容を記載した「農業経営改善計画認定申請書」を提出していただきます。

れ、一般公募や農業者等の推薦による選出後、市長が議会の同意を得て、任命する方法に変わります。

現任委員が任期満了となる平成29年7月より新制度が適用されます。

詳細は農業委員会事務局又は、市のホームページをご覧ください。

申請に当たっては、市担当職員、農業委員、農業振興事務所職員等が相談、指導に応じます。

認定農業者になると、農業者は、自らの経営内容を分析し計画を検討することにより、経営能力の向上が期待されます。

また、認定農業者は、低利融資や各区市町村独自の補助金、税制上の特例措置、情報提供などの支援措置が受けられます。

申請書の配布、受付は9月30日(金)まで産業観光課で行っています。

産業観光課(内線 226)

農業簿記講習会のご案内

農業委員会では、毎年、東京都農業会議から講師を招いて、無料簿記講習会を行っています。

講習会は、6月から翌年2月まで毎月行います。講習内容は、パソコンを使った記帳の仕方など、受講者の希望に沿った内容となっています。

今年度もすでに6月から開催し

農地権利取得者の届出

平成21年に農地法の一部が改正され、相続等により新たに農地権利者となった方は、農地の大小、市街化調整区域・市街化区域を問わず、権利を取得した日から10か月以内に農業委員会に届け出なければなりません。

詳細は、農業委員又は農業委員会事務局におたずねください。未届出者、虚偽報告者には10万円以下の過料等の罰則規定がありますのでご注意ください。

ていますが、受付は随時行っています。

参加を希望される方は、農業委員会事務局にご連絡ください。

講習期間 平成28年6月から平成29年2月まで(毎月1回)

受講料 無料

場所 中部地区会館(市役所4階)
(注) パソコンの準備はありませんので、個人のパソコンをご準備ください。

生産緑地のあつせん

農業委員会では、農業者の死亡・疾病等により農業を継続できなくなった農地の買い取り請求について、随時農業従事者等に対して、あつせんを行っています。

詳細は、農業委員又は農業委員会事務局におたずねください。

なお、あつせん等で取得した生産緑地の期間(30年)は前所有者の期間を継承します。

*生産緑地を他人に貸している場合は、市に対して買取り申出ができませんのでご注意ください。

農地の利用状況調査 (農地パトロール)の実施

農業委員会では、各委員が日頃より農地を見回っています。農地管理推進月間の一環として、毎年、8月に農地パトロールを実施しています。

農地は食糧生産の場であり、また環境保全においても非常に重要な役割を担う大切な資産であります。

次世代に優良な農地を残すため、農地パトロールを行い、遊休農地及び違反転用の解消に取り組んでいます。

今年度の調査は、8月23日から31日まで実施する予定です。ご協力をよろしくお願いいたします。

相続税納税猶予農地については適正な管理を怠ると税額が確定し、利子を含めた税額を納付することになります。ご注意ください。



農ある風情 フォトコンテスト作品募集

武蔵村山市農業経営者クラブでは、武蔵村山市の「農ある風情」を感じる風景の写真を募集しています。応募規定等の詳細は市ホームページをご覧ください。

【応募締切り】

平成28年10月末日必着

発表は入賞者に直接連絡。

【問合せ先】

産業観光課（内線226）



平成27年度 最優秀賞
『黄金色に輝く米畑』

農業者年金に加入を

農業者年金は、加入者・受給者数に左右されにくい積立方式（確

定拠出型）の公的年金として平成14年1月からスタートしました。

国民年金（基礎年金）の第1号

被保険者である農業者がより豊かな

な老後生活を過ごせるよう、国民

年金に上乘せした公的な年金制度

です。

支払う保険料は、全額社会保険

料控除の対象となり、所得税・住

民税が節税になります。

☎ 農業委員会事務局

農業者座談会を開催

農業委員会では、最近の農地制

度の改正を踏まえて、農業者の皆

さんの日頃の考えや意見等を出し

合い、今後の農業振興に役立てる

ために昨年に引き続き5月に、市

内3か所で農業者座談会を開催し

ました。

当日は、東京都農業会議事務局

長の北沢俊春氏を招き、有意義な

意見交換をすることができました。

農業委員会では、座談会での意見・

要望をもとに今後、関係機関に対

して要望等を行って行くとともに、

今後も引き続きこのような機会を

設けていきたいと思っております。

なお、昨年の座談会の内容をふまえて、平成27年9月、市長に対し以下の内容の建議を提出しました。

- ・ 都市農業振興策の推進
- ・ 認定農業者制度の普及促進
- ・ 多摩開墾の整備

農地の利用貸借について

多摩開墾に代表される市街化調整区域内の農地の貸借については、市が間に入って、農業経営基盤強化促進法による利用権設定で認定農業者に対し、農地の貸し借りができます。

この場合、貸した農地は期限（約5年間）が来れば必ず返還されます。

また、期間満了前に貸し手と借り手の双方の了解のもとで継続して貸し借りすることもできます。

この利用権設定によるメリットとしては、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地を貸し付けでも猶予が継続されます。また、今後相続があった場合も、貸し付けている農地は相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。

☎ 農業委員会事務局

農業新聞の購読の

おしらせ

全国農業新聞は農業委員会組織が発行する農業総合専門誌です。最新の農業事情をはじめ、家族が楽しめる記事も充実されており、地域独自のイベントや話題等が満載に紙面を飾っています。

発行日 週1回（金曜日）
購読料 月 700円
年額 8,400円
申し込み 農業委員会事務局

多摩開墾内の 道路通行時のお願い

多摩開墾内の道路は、農家の皆さんが通行する大切な道路です。道路内では優しい運転に心がけるようご協力をお願いいたします。今年度も引き続き、悪路の整備を実施いたします。

なお、道路の穴に石や残滓を捨てると、車のパンクの原因にもなりますので、おやめください。

体験型市民農園の

開設にご協力を

現在、市内には体験型市民農園が2園開設されています。体験型市民農園は、市民の農業体験の場、また市民交流の場として利用されていますが、まだ不足している状況です。

そこで、農園の開設にご協力いただける方を募集しています。また、農園を開設する際の設備費について、一部補助金が支給されます。

なお、体験型市民農園は、相続税納税猶予の対象農地に開設することができま。

（現在の利用料）
1区画 30㎡ 3万円
圃 産業観光課（内線226）



援農ボランティア 研修受入れのお願い

市では、援農ボランティアを育成するために、農業実習の受入先となる協力農家を探しています。研修後はそのままボランティアの受入先となります。

*援農ボランティアとは、農業者の高齢化や担い手不足等から生じる未利用農地の発生を防ぎ、将来にわたり市民に新鮮で安全な農産

野焼きは原則禁止です。

法令等で認可された設備を使わない焼却は、原則禁止されています。例外として樹木・農作物の病害虫防除等、営農上行わざるを得ない理由があれば実施できますが、周辺からの苦情があった際には指導対象となります。

やむを得ず焼却を行う場合は、天候や風向きを考慮するなど、周辺の生活環境に十分配慮してください。

編集後記

今年も農作業には厳しい夏になりそうです。体調管理をしっかりと行い、この暑い夏を乗り切りましょう。

編集員 高山 充則
田代 敏夫
木下 和年
朝倉庄吉郎
伊東 誠司
福島 昭宏

物の供給を図ることを目的に、市内の農家から農作業の手伝いの依頼があった時に、ボランティアとしてあらかじめ登録していただいた方を紹介し、一定期間、作業実習をしていただく制度です。

△現在のボランティア数▽
・受入れ農家数 5戸
・援農ボランティア数 13人
圃 産業観光課（内線226）